

## ながの環境エネルギーセンター試運転期間中の利用基準

### 1 全般

ながの環境エネルギーセンターへ廃棄物を搬入する場合は、長野市、須坂市、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町（以下、「関係市町村」と言う。）が定めたごみの分別方法に基づき、本基準、その他法令を遵守するとともに、敷地内では担当職員の指示に従って適正な処理と安全確保が図られるよう努めること。

なお、委託業者並びに許可業者の責任者は、これらの事項が遵守されるよう従事者に対し、予め周知徹底を図ること。

### 2 適用期間

ごみの受入開始日から平成 31 年 2 月 28 日まで

### 3 搬入日及び搬入時間

#### (1) 搬入日

- ① 委託業者の搬入日は、関係市町村が定めるごみ収集日に準ずる。（別紙 1 参照）
- ② 許可業者及び一般持ち込みの搬入日は、受入カレンダーによる。（別紙 2 参照）

#### (2) 搬入時間

- ① 月曜から金曜：午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで  
午後 1 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
- ② 土 曜：午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで  
午後 1 時 00 分から午後 4 時 30 分まで  
※土曜の午後は関係市町村の委託を受けた車両に限る。

#### (3) その他

- ① 試運転期間中に不測の事態が生じる場合があるが、その際は搬入について長野広域連合の方針に協力すること。

### 4 廃棄物の搬入

#### (1) ながの環境エネルギーセンターへ搬入できる廃棄物

- ① 可燃ごみ（関係市町村ごとの定めにより分類）のうち、大きさ 1.5m×1.0m×2.5m 以内で以下に該当するもの
  - ア 関係市町村が収集する可燃ごみ
  - イ 長野市内（豊野地区を除く）の事業者から排出された可燃ごみ
  - ウ 住民等が直接持ち込む長野市内（豊野地区を除く）から排出された可燃ごみ

#### (2) ながの環境エネルギーセンターへ搬入できない廃棄物

- ① 上記(1)に該当しない廃棄物
- ② 特別管理一般廃棄物（医療系）

③ 産業廃棄物

(3) 長野市資源化施設へ搬入できる廃棄物（長野市関係）

① 長野市内から排出された一般廃棄物で、以下に該当するもの

ア 不燃ごみ（金属、プラスチック製容器包装以外の硬いプラスチック、瀬戸物、金属が混入しているものなど）

※大きさ 1.8m×1.0m×0.5m以内のもの。ただし、単一金属であれば 3 mまで可

イ 資源物

(ア) 紙類（新聞・折込みちらし、段ボール、牛乳パック、雑誌・その他古紙）

(イ) ビン類（酒類、飲料水、調味料などの空きビン）

(ウ) 缶類（飲料缶、缶詰、スプレー缶などの空き缶）

(エ) ペットボトル（飲料、酒類、特定調味料用）

(オ) プラスチック製容器包装

(4) 搬入時の注意事項

① 量は 1 日 1 回、16 畳分を限度とする。ただし、あらかじめ裁断（50cm 四方程度）して搬入する場合は除く。なお、発泡材入り量は受入することはできない。

② 排出者は、ごみとなる前の再利用と減量・再資源化に努める。

③ 搬入前に分別を徹底する。

④ 袋は中身の確認ができるものを使用する。

⑤ 可燃ごみを段ボール箱に詰めない。

⑥ センター内は安全運転を行い、職員の指示に従う。

5 搬入車両

(1) センターへ搬入できる車両は以下のとおりとする。

① 関係市町村が収集を委託した車両（以下、「委託車両」と言う。）

② 長野市の収集運搬業許可車両として登録された車両（以下、「許可車両」と言う。）

③ 長野市内で排出された廃棄物を自ら運搬するための車両（以下、「一般車両」と言う。）

(2) その他

① 入場可能な車両は高さ 3.5m、長さ 10.0m、幅 3.5m以内とする。

※10 t ダンプ車程度までは入場可能

② 車両の総重量は 50 t 以内とする。（計量機最大値：50 t）

6 受付

(1) 受付棟にて手続きが必要な車両

① 許可車両（料金後納の登録がある車両は除く）

② 一般車両

(2) 受付棟にて手続きが不要な車両

※事前に配布した I C カードを使用し、自らの機器操作により受付

① 委託車両

② 料金後納の登録がある許可車両

(3) 留意事項

① 受付の際は、ながの環境エネルギーセンターごみ処理申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、提出すること。

② 排出地域確認のため、運転免許証等の提示を求める場合がある。

7 計量

(1) 計量機への進入は低速で行い、急停止・急発進をしない。

(2) 担当職員の指示に従い、指定された計量機で計量を行う。

(3) 原則、委託車は1回計量、それ以外の車両は2回計量を行う。ただし、新規に登録（試運転開始時を含む）された委託車は、登録後、概ね1か月間は車両重量測定のため、2回計量を行う。

8 手数料

(1) 搬入したごみの重量により、所定の手数料を支払う。

(2) 手数料は、長野市の条例により徴収する。

(3) 原則、搬入ごとの現金納付となるが、一定の条件を満たす場合には後納の取り扱いも実施している。

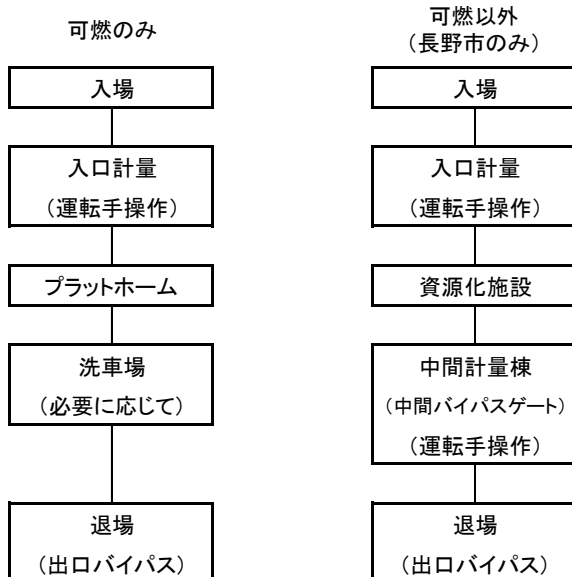
《入場から退場までの一般的なフロー図》

フロー図1：委託車両

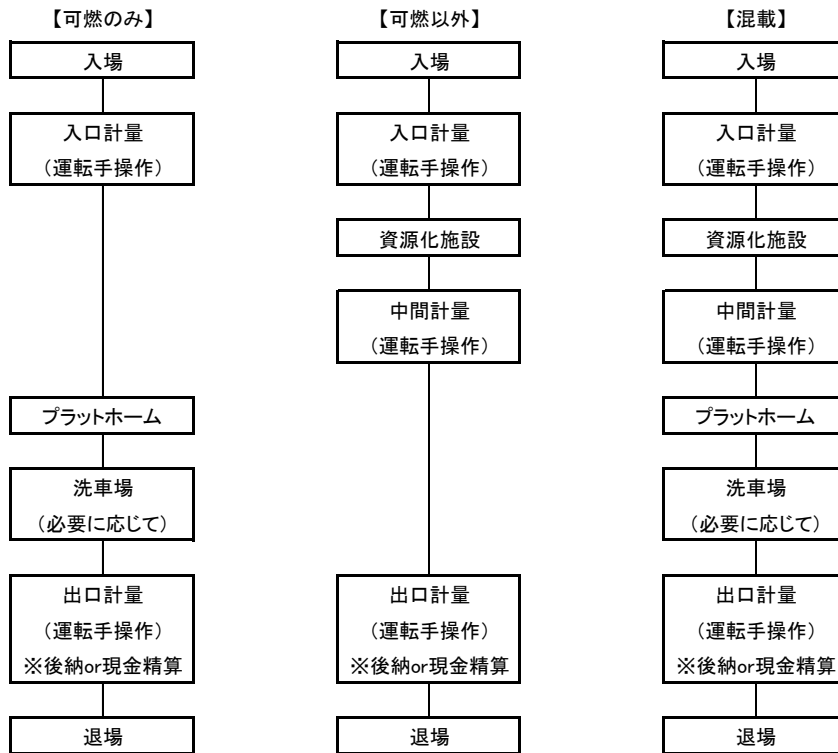
フロー図2：許可車両（登録有）

フロー図3：許可車両（登録無）・一般車両

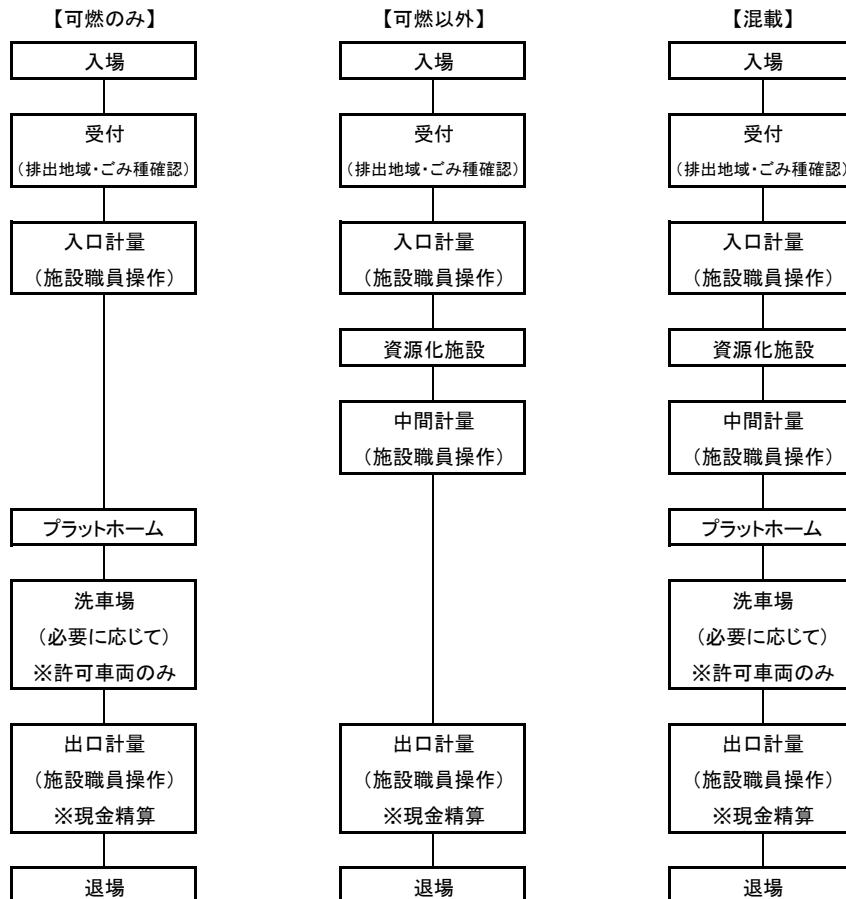
フロー図1【委託車両】



フロー図2【許可車両(登録有)】(長野市のみ)



フロー図3【許可車両(登録無)・一般車両】(長野市のみ)



## 9 構内での遵守事項

### (1) 事故防止に関すること

- ① 制限速度（20 k m/h）を守り、一旦停止表示箇所では必ず停止する。
- ② プラットホーム内及び洗車場内ではハザードランプを点滅させる。
- ③ プラットホーム内での事故には十分注意する。
- ④ 可燃ごみの投入は、原則としてパッカー車は1～5番、それ以外の車両は担当職員の指示に従い6～8番の投入口を使用する。
- ⑤ テールゲートを開けた状態で残物等を除去する場合は、安全棒を充てるなど必ず安全措置を講じる。
- ⑥ ピット等への転落事故が発生しないよう十分注意する。万一非常事態が発生した場合は、速やかに担当職員に連絡しその指示に従う。
- ⑦ 工事状況により車両動線が変更となった場合は、担当職員の指示に従う。

### (2) 衛生に関すること

- ① ピットへの投入後は、投入口付近の飛散物の清掃をする。

## 10 洗車場の使用

### (1) 使用者及び使用時間

- ① 洗車場を使用できる車両は次のとおりとする。
  - ア 委託車両
  - イ 許可車両
- ② 洗車場の使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

### (2) 使用料

- ① 試運転期間中は無料とする。  
(本稼動後は有料での使用を予定。料金は検討中)

### (3) 使用上の留意事項

- ① 洗車箇所はパッカー車テールゲート内部のみとし、概ね15分程度とし節水に努める。
- ② 洗車後は周囲の清掃を行い、洗車場の清潔の保持に努める。
- ③ 洗車時に発生したごみは必ず持ち帰り、側溝に流し込むなど放置しない。
- ④ 洗剤を使用しての洗車や、ワックス掛けを行わない。
- ⑤ 洗車場内の器物を破損した場合は遅滞なく職員に申し出て、現状に復すること。
- ⑥ 洗車待ちをする場合は、他の通行車両の妨げにならないようにする。
- ⑦ 洗車場内の事故について、施設管理者は一切の責任を負わない。

### (4) 使用の禁止

- ① 上記事項を遵守できない場合は、使用を禁止する。

## 11 その他

- (1) ごみを搬入する際は、過積載とならないよう留意する。過積載が判明した場合、以後の搬入を禁止する。

- (2) 場内を走行する際は、汚水漏れや廃棄物の飛散等がないよう注意する。
- (3) 搬入するルートは、ながの環境エネルギーセンター北側の一般道路及び五輪大橋の側道は避け（収集時を除く）、堤防道路を通行するよう努める。

# 別紙 1

## 平成30年度 車両受入カレンダー<委託車両>

2018

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2019

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2月


日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		


12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2						
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

 : 通常受け入れ(午前8:30~11:30・午後1:00~4:30)

 : 受け入れしていません(日・祝日他)

 : 祝日

別紙2

平成30年度 車両受入カレンダー<許可車両・一般車両>

長野市のみ

2018

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

搬入開始日

2019

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

12月

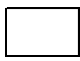

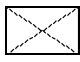

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

本稼働

12月31日(月)は、通常の1日受入を実施

-  : 通常受け入れ(午前8:30~11:30・午後1:00~4:30)
-  : 午前のみ受け入れ(午前8:30~11:30)
-  : 受け入れしていません(日・祝日他)
-  : 祝日



## ごみ焼却施設搬入申込書

太枠内の該当箇所に必要事項及び☑を記入してください。

1 持込日	平成 年 月 日
2 持込者	※収集運搬許可事業者のみ記入（ 事業系 ・ 家庭系 ） 許可番号／車両番号（ / ）
	【氏名】 (事業所名)
	【住所】
	【電話番号】
3 発生地区	<input type="checkbox"/> 長野市 <input type="checkbox"/> 須坂市 <input type="checkbox"/> 信濃町 <input type="checkbox"/> 飯綱町 <input type="checkbox"/> 高山村 <input type="checkbox"/> 小川村

## ※受付職員記入欄

ごみ種	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> ペット動物（家畜類は該当しません）
	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ	
	<input type="checkbox"/> 資源物	<input type="checkbox"/> 紙類 <input type="checkbox"/> ビン類 <input type="checkbox"/> 缶類 <input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> プラスチック製容器包装
※持込者の住所が「発生地区」と異なる理由 <input type="checkbox"/> 住所変更中 <input type="checkbox"/> 親族所有物 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
※添付書類 <input type="checkbox"/> ごみ処理手数料減免申請書 <input type="checkbox"/> 後納申請書 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		

## 【注意事項】

- ① 本書提出の際、持込車両運転手の運転免許証など本人確認ができる証明書をご提示ください。  
※記入いただいた個人情報、法律に基づいた警察等の行政機関からの要請があった場合を除き、第三者には提供いたしません。
- ② 事業活動で出たごみを家庭生活で出たごみと偽った場合は、お持ち帰りいただきます。
- ③ 持ち込まれた物や持込頻度によって、ごみの発生状況をお尋ねさせていただくことがあります。また、中身を確認させていただく場合があります。  
※長野市以外から発生した不燃ごみ、資源物、プラスチック製容器包装の持ち込みはお断りします。